

# 社会資本総合整備計画

## 南芦屋浜地区都市再生整備計画

平成23年7月

兵庫県芦屋市

# 都市再生整備計画(第2回変更)

みなみあしやはま  
南芦屋浜地区

ひょうご あしや  
兵庫県 芦屋市

平成23年7月

## 都市再生整備計画の目標及び計画期間

|       |                     |      |                     |     |                    |    |          |
|-------|---------------------|------|---------------------|-----|--------------------|----|----------|
| 都道府県名 | 兵庫県                 | 市町村名 | 芦屋市                 | 地区名 | みなみおしやはま<br>南芦屋浜地区 | 面積 | 125.6 ha |
| 計画期間  | 平成 21 年度 ~ 平成 25 年度 | 交付期間 | 平成 21 年度 ~ 平成 25 年度 |     |                    |    |          |

### 目標

～ 多世代循環型の交流と賑わいのあるまちづくり ～  
安全に安心して暮らせる魅力ある「人間サイズのまちづくり」

- 目標① 健やかな暮らしを育むまち（良好なコミュニティの形成）  
目標② すべての人に暮らしやすいまち（ユニバーサルデザインの推進）  
目標③ 芦屋の魅力があふれるまち（魅力と交流の創造）

### 目標設定の根拠

#### まちづくりの経緯及び現況

- ・南芦屋浜地区は、芦屋市の最南端、六甲山を源流とする芦屋川の河口に作られた人工島であり、「生活者の視点に立った多世代循環型の交流と賑わいのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、従来のニュータウン開発が画一的なまちづくりに偏りがちであったことの反省のうえに、少子高齢化や価値観の多様化等、21世紀の成熟社会にふさわしい多世代が交流・循環する活力あるまちづくりを目指している。
- ・まちづくりの目標を実現するために、地区内は住宅ゾーン、にぎわいゾーン、公園・緑地ゾーン、海のレクリエーションゾーン等から構成し、民間活力の導入を図りながら個性的で特徴あるまちづくりを進めている。
- ・さらに、「国際文化住宅都市」にふさわしく、道路の無電柱化、道路の連続照明、景観形成ガイドラインの策定等、安全かつ景観に配慮したまちづくりを進めている。
- ・にぎわいゾーンでは既に生活利便施設、スポーツクラブ、結婚式場等が立地しており、さらに平成20年3月には約2.9haの商業施設の立地が決定した。
- ・公園・緑地ゾーンは地区北部の総合公園、せせらぎ広場及び地区中央部の親水公園等が整備されており、海のレクリエーションゾーンにある人工海浜（潮芦屋ビーチ）、マリナー施設等と連携した水と緑あふれる都市空間を形成している。
- ・これにより既成市街地に不足しているまとまった水と緑の都市空間の補完している。
- ・これまで「住宅市街地総合整備事業」により地区の公共施設整備を進め、平成20年4月1日現在、住宅ゾーンには計画人口9000人（計画戸数3000戸）の約40%に相当する約3378人（約1527世帯）が居住している。（平成10年3月入居開始）
- ・平成19年度には4つの自治会が発足しているが地区集会所がないため、近隣の芦屋市総合公園の会議室で地域住民の交流を図っている。しかし、まちが成熟していくなか、地元子供の発足もあり、総合公園の会議室を利用できないこともたびたびあり、地域住民からは、地域交流の場となる施設建設の要望がでている状況である。

#### 課題

- ・計画人口の約40%の人々が居住し、まちが成熟していく中、まちづくりの目標である「多世代循環型の交流と賑わいのあるまちづくり」を推進するためには、都市基盤施設整備に加え、良好なコミュニティの形成を促す必要がある。
- ・現在のコミュニティ（自治会）は4つだが、まちづくりの推進により今後、新たな自治会が発足し、コミュニティ活動は増加することが予想される。
- ・そこで、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動を支援するため、地域交流の拠点となる施設整備が必要である。
- ・地区南部に位置する住宅地、幹線道路及び緑地の整備を促進し、誰もが住みやすく、快適な公共空間の形成を図る必要がある。
- ・これまで進めてきた「景観に配慮したまちづくり」を活かし、安全で魅力あふれるまちづくりが必要である。
- ・既に整備されている総合公園、潮芦屋ビーチ（人工海浜）、親水中央公園等と連携し、「芦屋庭園都市」にふさわしい“花と緑いっぱい”のまちづくりを推進する必要がある。
- ・芦屋市では、芦屋国際文化住宅都市建設法の理念に基づき国際交流の普及啓発や交流事業等に取り組んでいる。
- ・今後、更に増加が予想される国際交流事業を支援するために、国際経済拠点地区の位置づけがある本地区に国際交流の拠点となる施設の整備が必要である。

#### 将来ビジョン（中長期）

- ・兵庫県は全国に先駆けて「まちづくり基本条例（平成11年）」を制定しており、本地区は「人間サイズのまちづくり」モデル地区に指定されている。
- ・芦屋市は地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和26年3月公布）」にもとづき、国際性と文化性あふれる住宅都市の建設を進めている。
- ・芦屋市第3次総合計画は、芦屋国際文化住宅都市建設法の理念を基調とし、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を将来像として掲げている。総合計画において本地区は、民間活力の導入を図りながら、マリナーを核に住宅、商業、文化、海洋性レクリエーション等の複合機能を持ち、防災、福祉、環境に配慮した芦屋市の新しい地域イメージの創造を位置づけている。
- ・芦屋市都市計画マスタープランにおいて本地区は、多世代が交流・循環する活力あるまちづくりを目指し、安全・安心で魅力ある「人間サイズのまちづくり」に取り組むこととしている。
- ・また、にぎわいゾーンに位置するセンター地区（商業文化交流拠点）は、国際経済拠点地区の一角に位置し、国際色豊かなまちづくりを進めるとともに、新たな交流と地域の活力を生み出す地域核として位置づけられている。
- ・芦屋市では平成16年1月に「芦屋庭園都市宣言」を市議会で開催し、「花と緑いっぱい”のまちづくり”を進め人々が訪れてみたいと思えるまちを目指している。
- ・芦屋市緑の基本計画において本地区は緑化重点地区に位置づけられており、良好な住環境を形成するため、緑化の推進を図ることとなっている。
- ・本地区は「芦屋市都市景観条例」に基づき、平成13年8月に景観地区に指定されている。

### 目標を定量化する指標

| 指 標        | 単 位 | 定 義   | 目標と指標及び目標値の関連性                                     | 従前値     | 目標値    |                   |
|------------|-----|---|--|---------|--------|-------------------|
|            |     |   |  | 基準年度    | 目標年度   |                   |
| 交流人口       | 人／年 | 地域交流センター及び国際交流センターの利用者数                                 | 良好なコミュニティの形成及び魅力と交流の創造により、交流人口を約25%上昇する            | 7,942   | 平成19年度 | 10,000<br>平成25年度  |
| 南芦屋浜地区居住人口 | 人   | 南芦屋浜地区内に居住する人口<br>（芦屋市陽光町、海洋町、南浜町、涼風町の住民基本台帳人口（4月1日現在）） | すべての人が暮らしやすく、魅力があふれる街の創造により居住人口を約30%上昇する           | 3,378   | 平成20年度 | 4,400<br>平成25年度   |
| 公園等 利用者数   | 人／年 | 公園等の付属駐車場の年間駐車台数より利用者数を算出<br>（公園等：総合公園、潮芦屋緑地、南緑地）       | 芦屋庭園都市の実現と人々の交流により、魅力と交流が創造されるよう、公園等の利用者数を約10%上昇する | 401,000 | 平成19年度 | 440,000<br>平成25年度 |

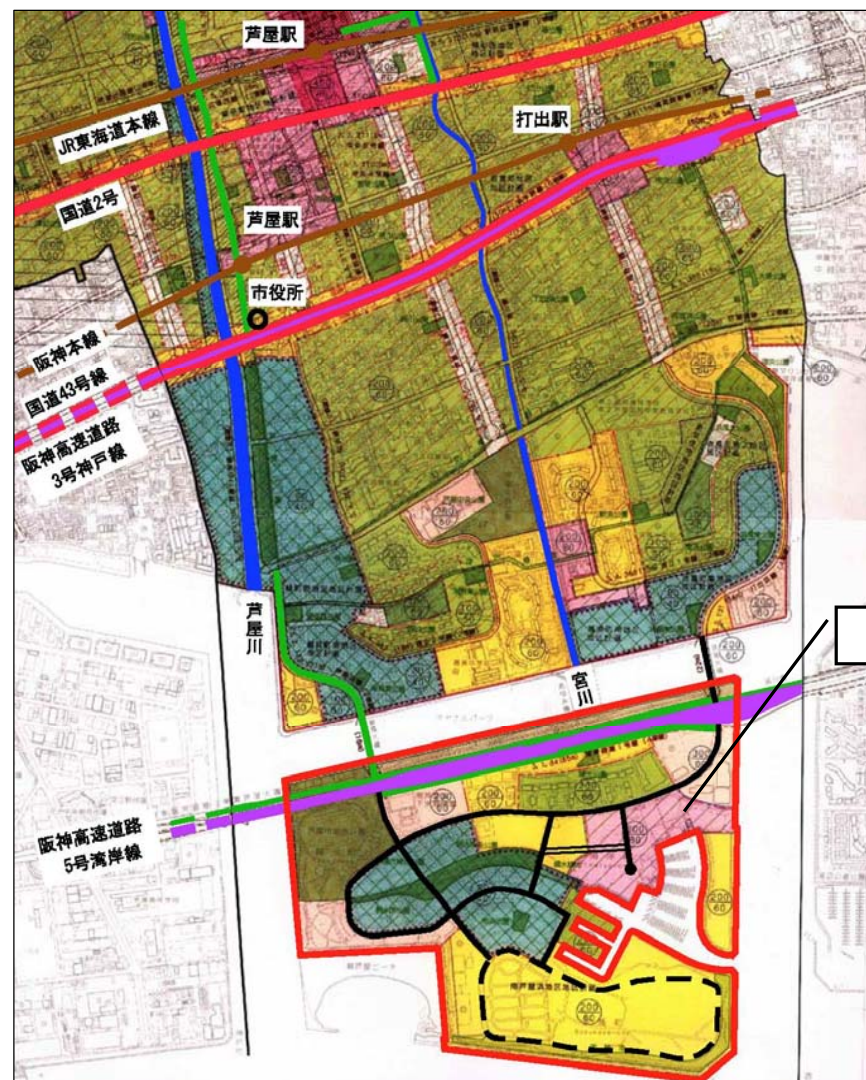
## 都市再生整備計画の整備方針等

| 計画区域の整備方針  | 方針に合致する主要な事業   |
|--|--|
| <p><b>整備方針① 良好なコミュニティの形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の相互交流及びコミュニティ活動を支援し、健やかな暮らしを営み、良好なコミュニティの形成を促すために、地域交流の拠点となる新たな施設(健康増進施設含む)の整備を図る。</li> <li>・地域住民の交流の場へのアクセス性を向上する道路、緑道を整備する。</li> <li>・道路、緑道等の整備により、コミュニティを育む場の一つである街区公園や緑地とのネットワークを強化する。</li> <li>・住民や自治会活動を活発化し、良好なコミュニティが形成されるよう、住民緑花活動を実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センター整備事業(基幹事業/高次都市施設)</li> <li>・国際交流センター整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・南芦屋浜地区住宅市街地総合整備事業(基幹事業/住宅市街地総合整備事業(拠点開発型))</li> <li>・健康増進施設整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・住民緑花活動(提案事業/まちづくり活動推進事業)</li> <li>・潮声屋げんき足湯の整備(関連事業)</li> <li>・街区公園整備事業(関連事業)</li> <li>・せせらぎ広場整備事業(関連事業)</li> <li>・センター地区への商業施設誘致(関連事業)</li> </ul>              |
| <p><b>整備方針② ユニバーサルデザインの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが快適に利用できる公共施設の整備を図ると共に、日常生活の「安心・安全」を守るため、道路照明の整備を図る。</li> <li>・都市基盤施設の整備に加え、良好なコミュニティの形成により全ての人に暮らしやすいまちづくりを推進する。</li> <li>・多様な世代や外国人市民等、誰もが快適に利用できる拠点施設(地域交流・国際交流)の整備を図る。</li> <li>・阪神淡路大震災の教訓を活かした災害に強いまちづくりに取り組む。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南芦屋浜地区住宅市街地総合整備事業(基幹事業/住宅市街地総合整備事業(拠点開発型))</li> <li>・涼風緑地線外2路線道路照明整備事業(基幹事業/高質空間形成施設)</li> <li>・地域交流センター整備事業(基幹事業/高次都市施設)</li> <li>・国際交流センター整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・健康増進施設整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・阪神淡路大震災 復興住宅建設事業(関連事業)</li> <li>・防災施設整備(総合公園)の整備(関連事業)</li> <li>・街区公園整備事業(関連事業)</li> </ul>                           |
| <p><b>整備方針③ 魅力と交流の創造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際文化住宅都市にふさわしいまちづくりに向け、外国人市民との交流を促す国際色豊かな文化交流施設の整備を図る。</li> <li>・芦屋市都市景観条例の景観地区にふさわしい魅力あるまちづくりに向け、公共施設の整備に合わせ高質空間形成施設(道路照明)を整備する。</li> <li>・「芦屋庭園都市」にふさわしい”花と緑いっぱい”のまちづくりに向け、住民主体で行う緑花活動の支援を行う。</li> <li>・「芦屋庭園都市」にふさわしいまちづくりに向け、公園、緑地の整備を図り、自然景観を楽しめる水と緑のネットワークを形成する。</li> <li>・芦屋らしい緑豊かで風格のあるまちづくりにより、ゆとりと豊かさを実感できる生活空間の創造を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流センター整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・地域交流センター整備事業(基幹事業/高次都市施設)</li> <li>・健康増進施設整備事業(提案事業/地域創造支援事業)</li> <li>・涼風緑地線外2路線道路照明整備事業(基幹事業/高質空間形成施設)</li> <li>・住民緑花活動(提案事業/まちづくり活動推進事業)</li> <li>・南芦屋浜地区住宅市街地総合整備事業(基幹事業/住宅市街地総合整備事業(拠点開発型))</li> <li>・せせらぎ広場整備事業(関連事業)</li> <li>・潮声屋びーち整備事業(関連事業)</li> <li>・南芦屋浜地区地区計画(関連事業)</li> </ul> |
| <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業の進捗率は事業費ベースで約82%である(平成20年度末予定)</li> </ul> </li> <li>○事業終了後の継続的なまちづくり活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民緑花活動(まちづくり活動推進事業)をキッカケに地区住民や自治会活動を強化し、事業終了後の継続的なまちづくり活動へと発展させたい。</li> </ul> </li> </ul>  |  |



都市再生整備計画の区域

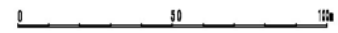
|                            |    |          |    |   |
|----------------------------|----|----------|----|---|
| みなみあしやはま<br>南芦屋浜地区(兵庫県芦屋市) | 面積 | 125.6 ha | 区域 | あしや ようこうちょう かいようちょう みなみはまちょう すずかぜちょう<br>芦屋市陽光町、海洋町、南浜町、涼風町の全て |
|----------------------------|----|----------|----|---|



南芦屋浜地区  
(125.6ha)

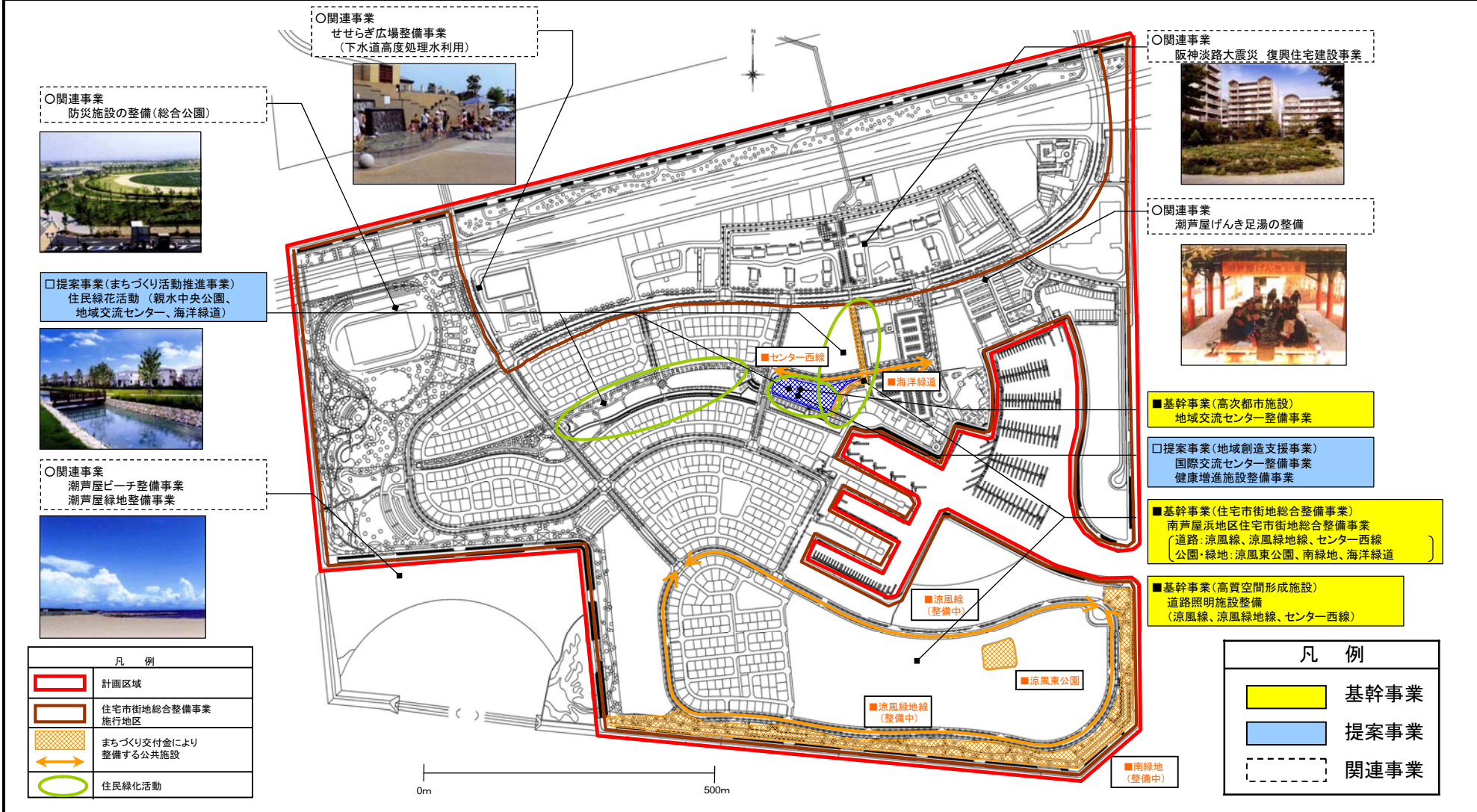
| 凡 例 |                    |
|-----|--------------------|
|     | 計画区域               |
|     | 計画区域内幹線道路<br>(施行済) |
|     | 計画区域内幹線道路<br>(施行中) |
|     | 計画区域内幹線道路<br>(未施行) |
|     | 高速道路               |
|     | 国道                 |
|     | 県道                 |
|     | 河川                 |
|     | 鉄道・駅               |
|     | 主要施設               |

S=1:25,000



みなみあしやはま ひょうご あしや  
南芦屋浜地区(兵庫県芦屋市) 整備方針概要図

|    |   |        |            |       |         |        |   |         |        |
|----|---|--------|------------|-------|---------|--------|---|---------|--------|
| 目標 | ～ 多世代循環型の交流と賑わいのあるまちづくり ～<br>安全に安心して暮らせる魅力ある「人間サイズのまちづくり」 | 代表的な指標 | 交流人口       | (人/年) | 7,942   | (19年度) | → | 10,000  | (25年度) |
|    |   |        | 南芦屋浜地区居住人口 | (人)   | 3,378   | (20年度) | → | 4,400   | (25年度) |
|    |   |        | 公園等利用者数    | (人/年) | 401,000 | (19年度) | → | 440,000 | (25年度) |



○関連事業  
防災施設の整備(総合公園)



□提案事業(まちづくり活動推進事業)  
住民緑花活動(親水中央公園、  
地域交流センター、海洋緑道)



○関連事業  
潮芦屋ビーチ整備事業  
潮芦屋緑地整備事業



| 凡 例 |                         |
|-----|-------------------------|
|     | 計画区域                    |
|     | 住宅市街地総合整備事業<br>施行地区     |
|     | まちづくり交付金により<br>整備する公共施設 |
|     | 住民緑化活動                  |

○関連事業  
阪神淡路大震災 復興住宅建設事業



○関連事業  
潮芦屋げんき足湯の整備



■基幹事業(高次都市施設)  
地域交流センター整備事業

□提案事業(地域創造支援事業)  
国際交流センター整備事業  
健康増進施設整備事業

■基幹事業(住宅市街地総合整備事業)  
南芦屋浜地区住宅市街地総合整備事業  
(道路:涼風線、涼風緑地線、センター西線  
公園・緑地:涼風東公園、南緑地、海洋緑道)

■基幹事業(高質空間形成施設)  
道路照明施設整備  
(涼風線、涼風緑地線、センター西線)

| 凡 例 |      |
|-----|------|
|     | 基幹事業 |
|     | 提案事業 |
|     | 関連事業 |